

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会「浜松市社協在宅サービスセンターやまゆり」
指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が開設する「浜松市社協在宅サービスセンターやまゆり」指定訪問介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はホームヘルパー養成研修等の修了者（以下、「訪問介護員」という。）が、要介護の状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、浜松市、指定居宅介護支援事業所、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者又は団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所は、サービス提供責任者に、居宅介護支援事業所の作成した居宅サービス計画に沿って、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した訪問介護計画を作成させ、訪問介護サービスを提供することとする。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに、当該訪問介護計画を利用者に交付し、実施状況の把握及び見直しを行うものとする。

4 訪問介護員は、利用者の心身の状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、訪問介護計画に基づいて、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浜松市社協在宅サービスセンター やまゆり
- (2) 所在地 浜松市天竜区山東 2182 番地の 1

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務内容は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」によるものとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介

護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員 2.5名以上（常勤換算）

訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分とする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日とする。ただし12月29日から1月3日を除く。
- (4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時15分を基本とする。
- (5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (6) サービス提供日、サービス提供時間を超えるサービスの提供は、利用者の要望及び必要性に応じて利用が可能な体制をとるものとする。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は、次のとおりとし、法定代理受領サービスに該当する事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該事業に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) その他生活等に関する相談及び助言

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う事業に要した交通費は、重要事項説明書に記載した額を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、浜松市天竜区（天竜地区、春野地区及び龍山地区）及び浜名区（浜名地区、北浜地区、中瀬地区、赤佐地区及び籠玉地区）とする。

（緊急時等における対応）

第8条 訪問介護員は、指定訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故等の対応）

第9条 利用者に対する指定訪問介護の提供時に事故が発生した場合は、浜松市、当該利用者 の

家族、当該利用者に係る居宅支援事業所等に連絡を行うとともに必要な処置を講じなければならない。

- 2 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止)

第 10 条 本会は、利用者の人権擁護・虐待防止・再発防止等を図るための責任者を設置する。

- 2 本会は、従事者に対し虐待防止に関する研修を定期的実施する。
- 3 本会は、虐待防止のための対策を検討する委員会として「虐待防止委員会」を設置し、定期的に開催する。委員会での検討結果は、従事者に周知徹底する。
- 4 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに浜松市に通報するものとする。
- 5 虐待防止のための指針を整備する。

(その他運営についての重要事項)

第 11 条 事業所は、訪問介護員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
 - 3 従事者であった者は、従事者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
 - 4 この規程に定める事項のほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。ただし、第 1 条、第 5 条、第 8 条及び第 10 条第 1 項の規定は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。